



篠栗町監査告示第 2 号

定期監査結果の指摘事項に対する措置の結果を、ここに告示する。

令和3年5月19日

篠栗町監査委員  
同

石内 清之  
今長谷 武和



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第15項に規定の規定により、  
篠栗町長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に  
係る事項を別紙のとおり公表するもの。

3 篠学第 1005 号

令和 3 年 5 月 11 日

篠栗町監査委員 様

篠栗町教育委員会

教育長 太郎良 順

(学校教育課)



令和 2 年度定期監査指摘事項に係る措置について (通知)

令和 2 年 11 月 30 日に報告を受けた、令和 2 年度定期監査における勧告事項について、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 15 項の規定に基づき通知します。

## 勧告

### 小中学校長への補助金の不適切な支出

補助金は第三者へ交付するものであることなどから、町長は町の一部署の長である小中学校長に対し、学校運営に要する経費を補助金として交付することはできない。

この件については、平成30年の定期監査で「指導」したが、理由なく改められなかったため、令和元年の定期監査では「指摘」していた。

しかし、令和2年5月議会で学校給食費補助金支出の予算を補正し、「令和2年度補正予算篠栗町立小中学校給食費補助金交付事務取扱要領」を設けて、小中学校長に対し、1か月分の学校給食費18,251,310円を補助金として令和2年6月4日に交付した。

この措置は、新型コロナウイルス感染症の流行に対する支援事業として緊急を要したとは言え、不適切であった。

よって、学校運営に必要な経費は、学校長への補助金として交付するのではなく、歳出予算科目に正しく計上し、支出していかなければならない。

## 措置の内容

本町では、新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世代への経済的支援として、小中学生の保護者に対し、給食費1か月分相当額を補助することといたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、補助金申請・交付事務を簡略化し、早期の補助金交付を行うため、別途事務取扱要領を制定し、給食会計の代表者としての学校長に補助金を交付し、学校長が保護者から徴収すべき給食費のうち当該補助金の額を減じることにより、補助金を保護者に交付することといたしました。

学校運営に必要な経費を学校長への補助金として交付したとのこと指摘ですが、今後は、学校運営協議会等へ交付するなど、疑義が生じることのないよう事務の適正化を図ります。